契約書

久山町議会議員選挙候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の運転

２　雇用期間　令和３年　　月　　日から令和３年　　月　　日まで

３　契約金額　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）

４　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

５　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和３年　　月　　日

甲　久山町議会議員選挙候補者

住所

氏名

乙　住所

氏名